

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所職員退職手当支給規程

平成17年4月1日

17規程第6号

改正 平成18年 3月31日 18 規程第7-1号
改正 平成25年 3月15日 25 規程第1-1号
改正 平成27年 4月 1日 27 規程第6号
改正 平成29年 4月 1日 29 規程第11号
改正 平成29年12月19日 29 規程第27号
改正 令和 5年12月 1日 5 規程第37号
改正 令和 7年 7月 1日 7 規程第30号

(総則)

第1条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の職員（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所職員就業規則（平成17年規程第2号。以下「就業規則」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規程に定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、職員が退職し又は解雇された場合にその者（死亡により退職した場合には、その遺族）に支給する。

- 2 退職手当は、法令及び労使協定による書面での定めに基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。
- 3 退職手当は、予算その他の特別な事由がある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。
- 4 職員が退職手当の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(退職手当の支給制限)

第3条 退職手当は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

- (1) 勤続6月未満で退職し、又は解雇された場合（業務上又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し若しくは解雇された場合及び死亡により退職した場合を除く。）
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられたことにより、解雇された場合
- (3) 懲戒解雇された場合

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第4条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が

定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、拘禁刑以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の基礎となる期間をいう。次条及び第6条において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

（退職手当の支給の一時差止め）

第5条 理事長は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関してその者が逮捕された場合又は次の各号のいずれかに該当する場合であって、その者に対し退職手当を支給することが、研究所の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、退職手当の支給に関し、その適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったとき

- (2) その者が在職期間中の行為に係る懲戒解雇を受ける理由に相当する事実が明らかになったとき

- 2 理事長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差し止処分を受けた者について、当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

- (2) 一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、理事長が、一時差し止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差し止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 4 理事長は、一時差し止処分を行う場合は、当該一時差し止処分を受けるべき者に対し、当該一時差し止処分の際、一時差し止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（退職手当の返納）

第6条 理事長は、退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る懲戒解雇を受ける理由に相当する事実が明らかになったとき、

又は、刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その支給した退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(一般の退職手当)

第7条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第11条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第12条第4項の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の額)

第8条 次条又は第10条の規定に該当する場合を除くほか、退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（次条から第12条までにおいて「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（以下この項及び第12条第4項において「自己都合等退職者」という。）であるときの退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の額)

第9条 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第45条第1項第2号の規定により退職した者若しくは25年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勧奨により退職した者に対する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対

する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当)

第10条 組織の改廃のため過員若しくは廃職を生じることにより退職した者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者、又は25年以上勤続し、就業規則第45条第1項第2号の規定により退職した者若しくは25年以上勤続し、その者の非違によることなく勧奨により退職した者に対する退職手当の基本額は、第8条の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第10条の2 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定（俸給月額の改定をする規定が制定され、又はこれに準ずる給与準則若しくは給与の支給の基準が定められた場合において、当該規定又は給与準則若しくは給与の支給の基準による改定により当該改訂前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計とする。

- (1) その者が特定減額前俸給月額にかかる減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

- (2) 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第15条第3項の規定に該当する場合は除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規定による退職手当の支給を受けたこと又は第15条第1項に規定する国等の職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付

を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第3条各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日以前に職員又は第15条第1項に規定する国等の職員となったときは、当該退職に日前の期間)を除く。)をいう。

(1) 職員としての引き続いた期間

(2) 第15条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた国等の職員として引き続いた在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額にかかる特例)

第10条の3 第10条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条の第2項 第一号	及び特定減額前俸給 月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
第10条の2第1 項第二号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第10条の2第1 項第二号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の基本額の最高限度額)

第 1 1 条 第 8 条から第 1 0 条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日俸給月額に 5 9. 2 8 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第 1 1 条の 2 第 1 0 条の 2 第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定に関わらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 6 0 以上 特定減額前俸給月額に 5 9. 2 8 を乗じて得た額
- (2) 6 0 未満 特定減額前俸給月額に第 9 条の 2 第 1 項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に 5 9. 2 8 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第 1 1 条の 3 第 1 0 条の 3 に規定するものに対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 1 条	第 8 条から第 1 0 条まで	前条の規定により読み替えて適用する第 9 条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職に日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき退職日俸給月額に応じて 1 0 0 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第 9 条の
第 1 1 条の 2	第 1 0 条の 2 第 1 項の	第 1 0 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 1 0 条の 2 第 1 項の
	同項第二号ロ	第 1 0 条の 3 の規定により読み替えて適用する同項第二号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 1 1 条の 2 第一号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の

		日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
第11条の2第二号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
	第10条の2第1項第二号ロ	第10条の3の規定により読み替えて適用する第10条の2第1項第二号ロ
	及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第10条の3の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第12条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の勤続期間（第10条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第41条の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び当該休職以外の休職であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が業務の能率的な運営に特に資するものであるものとして別に定める要件を満たすものを除く。）、同規則第62条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。第14条第3項において「休職月等」という。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額と

する。

- 一 第一号区分 6万5千円
 - 二 第二号区分 5万9千5百50円
 - 三 第三号区分 5万4千5百50円
 - 四 第四号区分 4万3千3百50円
 - 五 第五号区分 3万2千5百円
 - 六 第六号区分 2万7千円
 - 七 第七号区分 2万7千円
- 2 退職した者の基礎在職期間に第10条の2第2項第二号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該機関において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、別表のとおりとする。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 退職した者でその勤続期間が0のもの及び自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0
 - (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの及び自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(退職手当の額に係る特例)

第13条 第10条第1項に規定する者で、次の各号に掲げる者に該当する者に対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第7条、第11条、第11条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
 - 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
 - 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
 - 四 勤続期間3年以上の者 100分の540
- 2 前項の「基本給月額」とは、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所職員給与規程（平成17年規程第5号）に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額とをいう。

(勤続期間の計算)

第14条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し又は

解雇された日の属する月までの月数による。

- 3 前2項の規定による在職期間のうち、休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による休職を除く。）、停職又は就業規則第31条の規定による育児休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 4 前3項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第8条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第9条又は第10条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 5 第3条第1号に規定する場合の勤続期間については、前項の規定にかかわらず、その者が職員となった日から退職した日の前日までの満月数とする。
- 6 第4項の規定は、第12条第3項の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。

（国等の機関から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例）

- 第15条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）及び国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後、引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職機関の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
 - 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合には、この規程による退職手当は、支給しない。
 - 4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。
 - 5 国家公務員等が、その身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

す。

(遺族の範囲及び支給順位)

第16条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届け出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の号数の昇順によるものとし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位によるものとする。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、職員と親等の近い者を先順位とする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第17条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(遺族の受給資格証明)

第18条 第2条第1項に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民登録謄本その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(実施に関し必要な事項)

第19条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 当分の間、20年以上の期間勤続して退職した者（傷病によらずその者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は、第7条から第10条までの規定により計算した額に100分の104を乗じて得た額とする。ただし、35

年を超える期間勤続した者で、第8条から第10条までの規定に該当する退職をした者に対する退職手当額は、その者の勤続期間を35年として本条本文の規定の例により計算して得られる額とする。

附則（平成18年3月31日18規程第7-1号）

（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

2 研究所の成立の日の前日に、改正前の国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する者または同条第2項に規定する者であったものが研究所の成立の日引き続き研究所の職員となった者の第14条第1項に規定する在職期間の算定については、旧退職手当法第2条第1項に規定する職員としての引き続いた期間を研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。

（退職手当の基本額の調整）

- 3 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第8条から第10条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。
- 4 当分の間、36年の期間勤務して退職した者であって、第8条第1項の規定に該当する退職をした者（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前条の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 当分の間、35年を超える期間勤務して退職した者であって、第7条の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

（経過措置）

- 6 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することにより本規程の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、改正退職手当法による改正前の旧退職手当法の規定により計算した退職手当の額が、本規程の規定により計算した退職手当の額（以下「本規程退職手当額」という。）よりも多いときは、この規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき規程による退職手当の額とする。

（施行日以降3年を経過するまでの間に退職した職員等に関する経過措置）

- 7 職員が新制度切替日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として

退職した場合において、その者についての本規程退職手当額がその者が新制度切替日の前日に受けていた俸給月額を退職の日の俸給月額とみなして旧退職手当法の規定により計算した退職手当の額（以下「旧退職手当法等退職手当額」という。）よりも多いときは、この規程にかかわらず、本規程退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

イ 第12条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

ロ 本規程退職手当額から旧退職手当法等退職手当額を控除した額

(2) 新制度切替日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

イ 第11条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

ロ 本規程退職手当額から旧退職手当法等退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には50万円）

イ 第11条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

ロ 本規程退職手当額から旧退職手当法退職手当額を控除した額

（俸給月額が減額されたことがある者の退職手当の基本額の特例に関する経過措置）

8 基礎在職期間の初日が新制度切替日前である者に対する第10条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは「基礎在職期間（平成18年4月1日以降の期間に限る。）」とする。

9 職員等が退職した場合において、その者の基礎在職期間のうち施行日以後の期間に、職員等以外の者としての在職期間が含まれるものに対する第10条の2の規定の適用については、その者が当該職員等以外の者として受けた俸給月額は、同条第1項に規定する俸給月額には該当しないものとみなす。

（退職手当の調整額に関する経過措置）

10 第12条第4項の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日以前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 項	その者の基礎在職期間	平成 8 年 4 月 1 日以後の その者の基礎在職期間
第 2 項	基礎在職期間	平成 8 年 4 月 1 日以後の 基礎在職期間

附則（平成 2 5 年 3 月 1 5 日 2 5 規程第 1 - 1 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 2 5 年 3 月 1 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 9 6 号）附則第 1 条第五号の政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 附則第 3 中「1 0 0 分の 1 0 4」とあるのは、平成 2 5 年 1 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間においては「1 0 0 分の 9 8」と、同年 1 0 月 1 日から平成 2 6 年 6 月 3 0 日までの間においては「1 0 0 分の 9 2」と、同年 7 月 1 日以降においては「1 0 0 分の 8 7」とする。

附則（平成 2 7 年 4 月 1 日 2 7 規程第 6 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第 2 条 施行日の前日に独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「健康・栄養研究所」という。）の職員であった者で、引き続き研究所の職員となったものの退職手当の支給については、健康・栄養研究所の職員としての在職期間（健康・栄養研究所の定める退職手当規程（平成 1 8 年規程第 5 2 号）の規定により計算された在職期間をいう。）を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項が適用される職員のうち、国の機関に在職し、国から退職手当の支給を受けることなく、引き続いて健康・栄養研究所の職員となった者については、国の在職期間についても前項に規定する在職期間とみなす。

附則（平成 2 9 年 4 月 1 日 2 9 規程第 1 1 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用

する。

附則（平成29年12月19日29規程第27号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

（退職手当の基本額の調整）

第2条 附則第3中「100分の104」とあるのは、平成30年1月1日以降においては「100分の83.7」とする。

附則（令和5年12月1日5規程第37号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 当分の間、第9条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「又は第10条」とあるのは、「、第10条又は附則第2条」とする。

第3条 当分の間、第10条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「又は第10条」とあるのは、「、第10条又は附則第3条」とする。

第4条 職員給与規程附則第2条又はこれらに準ずる給与の支給の基準による職員の俸給月額改定は、俸給月額の減額改定に該当しないものとする。

附則（令和7年7月1日7規程第30号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和7年7月1日から施行する。